

公聴会及び第261回  
香川県内水面漁場管理委員会議事録

令和3年8月24日

第261回 香川県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年8月24日  
公聴会 10時00分～10時30分  
委員会 10時08分～11時08分
2. 開催場所 高松市サンポート1番1号  
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

3. 出席した委員

会 長	一 見 和 彦
委 員	仲 野 和 夫
〃	岡 田 幸 憲
〃	石 田 隆 幸
〃	宮 本 礼 子
〃	鈴 木 登 美 雄
〃	長 田 美 絵
〃	青 木 定 信

4. 関係列席者

水産課・事務局

課長兼事務局長	柏 山 浩 史
課長補佐兼事務局次長	大 山 憲 一
副主幹	龍 満 直 起
副主幹	中 山 博 志
主任技師	秦 正 樹
技師	大藪賀 真 由

5. 議事事項とその結果

公聴会 公述すべき案件「内水面漁場計画の作成について」  
公述人なし

委員会 第1号議案「内水面漁場計画の作成について（諮問）」  
原案どおり承認し、適当である旨、知事への答申を決定

6. 議事のあらまし

【公聴会】

〔一見会長〕

それでは、ただ今から、公聴会を開会しますが、公聴会が初めての委員さんもいらっしゃいますので、事務局より公聴会について簡単にご説明願います。

〔大藪賀技師〕

（委員会資料①―2に基づき説明）

〔一見会長〕

ただ今ご説明頂いた目的で公聴会を開催するわけですが、委員会が行いました公聴会の公示では、公聴会で意見を述べようとする公述者は、8月20日までに事務局に文書を提出するよう求めています。公述希望者はありましたか。

〔大藪賀技師〕

公述人はいませんでした。

〔一見会長〕

はい。公述人はいなかったということですが、10時30分までは公聴会を行うことで、公示していますので、予定の時刻までは公聴会を継続する必要があります。ただ、このまま待っていても仕方ありませんので、ご案内のとおり、委員会の開始時刻を早めて開催しようと思いますが、いかがでしょうか。

（委員、異議なし）

〔一見会長〕

ありがとうございます。それでは、公聴会を継続したまま、併せて委員会を開会させていただきます。

なお、委員会の途中で公述人がいらっしゃった場合は、委員会を中断し、公聴会に移らせていただきますので、よろしく願います。

## 【委員会】

一見会長が挨拶後、議事録署名委員に岡田委員と鈴木委員を指名して議事に入る。

〔一見会長〕

第一号議案「内水面漁場計画に作成について」は、公聴会を経てからの審議となりますので、第二号議案「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央省庁への提案行動結果について」を先に進めま

す。項目別に区切って、少し意見を聴こうと思います。事務局、説明願います。

[大藪賀技師]

(資料②-1及び②-2「外来魚対策について」を説明)

[一見会長]

まず「外来魚対策」についてですが、国の回答は資料のとおりですけれど、実際現場の声として困っているようなことはないですか。

[宮本委員]

養殖をされていて、ブルーギルなどが養殖しているフナやコイよりも積極的に餌を食べられるので、困っています。

[一見会長]

それは、ペレットなどですか。

[宮本委員]

いや、何でも食べます。餌を与えてもブルーギルが一番に餌に近寄り食べている状態で、餌の効率が悪くなります。

[一見会長]

本県のようなフナ養殖をしている池では、ブルーギルがいるだけで養殖の効率が落ちるということですね。

[宮本委員]

それに大きなブラックバスがいると、フナの稚魚が食べられて、(水揚げも)減ってしまいます。

[一見会長]

実際に養殖池などに食害が出るほどブラックバスがいるものなのですか。フナを養殖している池ではバスなどはいないイメージなのですが、混在している池もあるということですか。

[宮本委員]

実態としては、バスのいる養殖池もあります。

[仲野委員]

普通は1週間ほど池干しをしてから養殖するのですが、何故かその後水を溜めて1ヶ月程度の池に40~50cm程度のバスがいることがあります。

[一見会長]

それは、用水路から入って来るのでしょうか。それとも誰かが投

げ入れたものなのでしょうか。

〔仲野委員〕

それはわかりません。ただ、不思議なことにそのような池はあるのです。

〔一見会長〕

わかりました。ため池養殖が盛んな香川独特の意見かもしれませんね。これについて、再度国へ意見を提出することはできるのですか。

〔柏山課長〕

今年度はありませんが、来年度以降も要望活動はありますので、改めて提案を聞いてくる場面があります。そのなかで反映していくことになると思います。

〔一見会長〕

わかりました。では皆さん、他にご意見が無ければ、次に進めます。

〔大藪賀技師〕

（資料②－２「魚病対策について」を説明）

〔一見会長〕

魚病対策ですが、何かご意見はありますか。実際、フナやコイ養殖で薬を使うことはありますか。

〔石田委員〕

一部使うことはある。

〔大山課長補佐〕

実際養殖をしている中で、新たに承認や開発してほしいという水産用医薬品などはあるのでしょうか。

〔石田委員〕

病気に対しては、抗生剤やスレ止めなどを使っているが、単価が高くてあまり使ってない。寄生虫用の薬は、昨年製造中止になっており、北海道の方で新たに寄生虫用の水産用医薬品が承認してもらえるように働きかけているという話は聞いている。

〔一見会長〕

はい。他に何かありませんか。

ただ今、公聴会開催の時間を過ぎましたので、公聴会はこれで閉

会したということにします。

では、続きについて、事務局から説明してください

〔大藪賀技師〕

（資料②－２「鳥類による食害対策について」を説明）

〔一見会長〕

基本的にはカワウに関する食害対策の話ですが、何かご意見はありますか。

〔石田委員〕

県としてはどういう対策をしているのですか。

〔大藪賀技師〕

県では、カワウ駆除に対する支援を組合又は市町に対して実施しています。

〔石田委員〕

今年、綾川町の北条池でのカワウ駆除について、水産課もいたと思いますが、県の環境部局に対して要望したのですが、結局何も進みませんでした。私が直接要望したのではなく、猟友会から要望したのですが、県からは何の回答もありませんでした。

〔大山課長補佐〕

銃で駆除したいということですか。

〔石田委員〕

銃駆除に拘っているわけではないです。最初は琴平地区の猟師がみどり保全課に相談したらしいのですが、綾川町の猟友会に話してうまく事が進まなかったようです。結局、県は綾川町に対応を求めて、その後はノータッチだったので、何らかの回答がほしかったです。

〔柏山課長〕

銃駆除となると近隣住民等との調整も必要になってきますし、市町との連携は必要になってきます。ですので、県だけが単独で動くことは難しいと思っています。一方でカワウ駆除については、1か所で銃駆除をしても、周辺へ飛び散ることもあり、県では春と秋の年2回、分布調査を実施し生息実態を把握しています。最近は、以前よりも全体数は減少していますが、逆に増えている場所もあり、対策としてこのままで良いのかという問題意識はあります。ですので、

もう少し効率的な駆除方法はないか、駆除している実施団体とも相談しながら進めていきたいと思っています。また、カワウ被害が出始めた頃は、何をどの程度食べていたか等の調査をしていましたが、現状での情報が不足してしまして、中四国の広域協議会からも最新の情報を得ながら、効果的な駆除に取り組んでいきたいと考えています。また、色々とお知恵を貸していただければと思います。

〔一見会長〕

カワウ対策の窓口とかは決まっているのですか。

〔柏山課長〕

鳥獣保護や狩猟免許などに関してはみどり保全課ですし、養殖被害となれば水産課ですし、銃を使った駆除などは地元市町との関係もありますので、複雑です。

〔一見会長〕

カワウ対策は本当に難しい問題ですね。では、次に進めて下さい。

〔大藪賀技師〕

（資料②－２「ウナギの資源回復について」を説明）

〔一見会長〕

ウナギについては、香川県でも切実な問題ですが、何かご意見はありますか。

（委員、意見なし）

特に無いようですので第二号議案はこれで終わり、第一号議案「内水面漁場計画の作成について（諮問）」に移りたいと思います。事務局から説明願います。

〔龍満副主幹〕

（資料①－１、２に基づき説明）

〔一見会長〕

これまでも十分議論してきましたが、このことについて、何かご意見はありますか。

（委員、意見なし）

では、この件について委員会として適当である旨答申してもよろしいですか。

（委員、異議なし）

ありがとうございます。では、そのように答申していきます。では次に第三号議案「下りウナギの採捕制限の取り組みについて」を事務局から説明願います。

〔龍満副主幹〕

（資料③－1、2に基づき説明）

〔一見会長〕

下りウナギの採捕制限について淡水組合からは、一律採捕禁止という意見もあったようですが、そうなるとため池で獲ることも禁止されてしまうのですか。

〔龍満副主幹〕

内容によって変わってくると思います。例えば資料③－2の6ページに全国の取り組み状況を載せていますが、委員会指示で期間を決めて内水面や海面での採捕を禁止している県もありますし、香川県と同様に自主的な取組みによって規制している県も多くあります。実際に規制をする話になれば、制限の方法としては色々あると思います。

〔一見委員〕

本県の場合、下りウナギはため池から来ることが考えられていますよね。例えば保護期間中にため池で下りウナギが獲れた場合は、再放流するということですか。

〔龍満副主幹〕

はい。ただし、池干ししている池で獲れた場合は、その場に戻しても死んでしまうため、川に放流して下さいということになります。

〔一見会長〕

わかりました。他に何かご意見はありませんか。

（委員、意見なし）

では次に「その他」に進めますが、事務局から何かありますか。

〔大藪賀技師〕

特にありません。

〔一見会長〕

委員の皆さんからも特にありませんか。

（委員、意見なし）

それでは、以上で委員会を閉じさせていただきます。

[ 1 1 時 0 8 分 終 了 ]

上記は第 2 6 1 回香川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 一 見 和 彦

署名委員 岡 田 幸 憲

署名委員 鈴 木 登 美 雄